

告 示

埼玉県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和五年六月三十日

埼玉県監査委員	小山 彰
埼玉県監査委員	間 嶋 順 一
埼玉県監査委員	武 内 政 文
埼玉県監査委員	岡 地 優

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
農林部	農業大学校	令和5年3月3日 (第392号)	パーソナルコンピュータなどの備品で、所在の確認できないものが複数台認められるなど、備品管理が不適切であった。	<p>再発防止のため、次の取組により備品管理の徹底を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の人事異動を踏まえ、年度当初の職員会議において備品管理に関する研修会を実施したほか、職員室内に備品管理の留意点を掲示するとともに、毎月実施する朝礼の場で継続的に周知するなど、全職員が備品管理の重要性を常に意識するよう取り組んでいる。 2 年度当初に使用責任者名を記入した備品一覧リストを転入した職員を含めた全職員に配布することにより、使用責任者であることを強く認識させ責任を持つよう促した。 3 備品の照合及び点検を確実に実施するため、使用責任者が視覚的に備品の形状を把握できるよう、物品管理システムの登録情報に当該備品の写真を追加した。